お申し込みからご出発まで

1 お申し込み

ご希望の出発日、コースが決まりましたら、取扱代理店または当社予約センターで空席をご確認の上、お申し込みください。

2 ご予約の確認

お申し込み後、「予約内容案内書」をお送り致します。コース・日程・人数・旅行代金等に間違いがないかご確認ください。

3 出発のご案内

出発の7日前までに、当社発行の必要書類を同封した「出発のご案内」をお送りします。

4 ご出発

楽しい旅の始まりです。素敵な旅になりますように、ご協力させていただきます。いってらっしゃいませ!

羽田空港前後泊プラン

設定期間:2015年9月30日~2016年3月17日

◆ご案内:お申し込みはツアーご予約時に、代金はツアー代金とご一緒にお支払いください。
◆取消料は下記ご旅行条件内「9.取消料(宿泊のみでお申し込みの場合)」をご覧ください。

羽田エクセルホテル東急 D9-3353-A75101

◆ホテル概要/客室:洋室(バス・トイレ付)
IN:14:00~OUT:11:00
交通:東京モノレール「羽田空港第2ビル駅」北口より約3分・京急電鉄「羽田空港国内線ターミナル」駅より約5分

得 ホテルフロントにて朝刊をご用意

◆宿泊代金(お一人様・食事なし・サービス料・消費税等諸税込み)

宿泊日 / 部屋タイプ	9/30~3/17(右記以外) 右記以外	9/30~3/17(右記以外) 金曜・土曜	10/11,11/22,12/27-28,1/10	10/9-10,11/20-21,12/25-26,12/29~31
3名1室	¥9,800	¥10,800		¥11,800
2名1室	¥12,300	¥13,300		¥14,800
1名1室	¥18,800			

ホテルビスタ蒲田 東京 D9-3353-A75201

◆ホテル概要/客室:洋室(バス・トイレ付)
IN:15:00~OUT:10:00
交通:JR蒲田駅西口より徒歩約5分

得 ミネラルウォーターおひとり様1本ご用意

◆宿泊代金(お一人様・食事なし・サービス料・消費税等諸税込み)

宿泊日 / 部屋タイプ	9/30~3/17(右記以外) 日曜・月曜(右記以外)	9/30~3/17(右記以外) 火~金曜(右記以外)	9/30~3/17(右記以外) 土曜(右記以外)	10/13,11/3-4,12/23,1/5~8,1/12,2/11	12/28,1/3,1/10	10/11,11/1-2,11/22,12/29~1/2
3名1室	¥6,200	¥7,300	¥8,800	¥6,200	¥7,300	¥8,800
2名1室	¥8,400	¥9,500	¥10,800	¥8,400	¥9,500	¥10,800
1名1室	¥9,800	¥10,800	¥14,000	¥9,800	¥10,800	¥14,000

インターネットで「24時間」各種情報がご覧になれます。

ビッグホリデー 検索

http://bigs.jp

★観光情報等みなさまの旅行を充実サポート
★お得な情報をお届けするメルマガ会員登録受付中

ビッグホリデーは(財)地球・人間環境フォーラムを支援し続けます。

(財)地球・人間環境フォーラムは、内外の環境問題に関する科学的研究、それに基づく政策研究を推進し、その成果の普及、地球の環境保全活動の支援、国際環境等を幅広く展開するために、設立されました。ビッグホリデー(株)は(財)地球・人間環境フォーラムの主旨に賛同し、その活動を全面的に協力しています。

(財)地球・人間環境フォーラム

ビッグホリデーご旅行条件(抜粋)

(お申し込み前に必ずお読みください)　この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

このツアーはビッグホリデー株式会社が企画・募集し実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件と当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)の部によります。

1.募集型企画旅行契約
(1)この旅行は、ビッグホリデー株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)募集型企画旅行契約の内容・条件等は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
(3)パンフレット等で交通・宿泊機関等の名称が確定出来ない場合は、利用予定の施設名を限定して列挙した上で、限定施設を本項(2)の最終旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の確認については交付前であっても速やかに対応します。
(4)当社は募集型企画旅行の履行に当たって手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業とする者に代行させる事があります。(以下、「手配代行者」といいます。)

2.旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又はホームページに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社ら が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金(お1人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

(2)当社は電話による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、当社より旅行申込書・振込用紙を発送します。これらが届いた日から起算して3日以内に旅行申込書のご返送と申込金(お一人様の旅行代金が1万円未満の場合は全額)をお支払いいただきます。電話による申込みの場合、旅行契約は当社が申込金を受領したときに成立するものといたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行申込書や振込用紙は発送いたしません。当社が指定する期日までに全額お振込いただきます。それをもって旅行契約の成立とします。
(3)当社らは、団体・グループ等を構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(4)お申込みの際には全員のお名前・年齢と代表者の住所・電話番号が必要です。

3.お申込み条件
(1)旅行開始日に15歳未満の方のご参加は「保護者の同行」を条件とします。また、旅行開始日に20歳未満の方のご参加は「親権者の同意書」が必要です。
(2)特定旅客等を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定した条件と合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

4.旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。

5.お支払い対象旅行代金
お支払対象旅行代金とは、パンフレット又はホームページに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は「取消料」「違約料」「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

6.旅行契約内容の変更
当社は旅行契約の締結後であっても天災地変・戦乱・暴動・運輸機関等における旅行サービスの提供の中止・官公署の命令・その他当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にその理由を説明します。

7.旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き、旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4)第6項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き)、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

8.お客様の交替
(1)お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、手数料(おひとり様につき10,000円、但し、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)とともに当社に提出していただきます。但し、空席があり、かつ旅行開始日の前日から起算して7日前迄にお申し出いただいた場合に限ります。(旅行開始日の前日から起算して7日前を過ぎてからの交替はできません。但し、航空機を利用しないコースの交替は、出発前日まで可能とします。)
(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。
(3)お客様の名前・性別・年齢の訂正、変更については、お客様の交替と同じ扱いとみなし、上記記載の手数料の同額をいただきます。

9.取消料
(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお、お客様のご都合によるコース、ご出発日やご帰着日、ご旅行期間の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更によって、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降はご旅行全体のお取消しとみなし下記取消料に準じます。又、複数人数でご参加で一部の方が取消される場合は、ご参加のお客様から1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
(2)オプショナルプランも下記の取消料が利用日を基準として別途適用されます。
(3)当社が指定する期日までに旅行代金が支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(4)取消日とは、当社営業日における営業時間内に取消・変更する旨のお申し出をいただいた日とします。
(5)お申込みいただきましたお客様が募集型企画旅行契約の第16条2項に該当するときは旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

取り消し日(出発日を含まず)	20~8日前 日帰り旅行10日前~8日前	7日~2日前	前　日	旅行開始日(旅行開始前)	無連絡不参加及び旅行開始後
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

【宿泊のみでお申込みの場合】

取り消し日(宿泊日を含まず)	20日~8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日(無断前)	不泊
取消料率(1~14名)	無料					20%			50%	100%
取消料率(15~30名)	無料			20%					50%	100%
取消料率(31名以上)	10%	30%							50%	100%

10.旅行開始前の旅行契約の解除・払戻し(当社の解除権)
(1)当社が指定する期日までにお客様が旅行代金全体を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2)次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d.お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様の入国がパンフレット又はホームページに記載した館外個行人員に満たないとき。
f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g.天災地変・戦乱・運輸機関等における旅行サービスの提供停止・官公署の命令その他当社の関与できない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(3)当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から取消料を差引いて払戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

11.旅行開始後の旅行契約の解除・払戻し(当社の解除権)
(1)当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
(2)解除の効果及び払戻し
本項(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
(3)本項(1)のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配をいたします。
(4)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

12.旅行催行の中止
最少募集人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前(日帰り旅行については4日前)までにご連絡し、当社にお預かりしている旅行費用は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。

13.当社の責任
(1)当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。
(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合においては当社は本項(1)の責任を負いません。但し、当社の過失が証明された場合はこの限りではありません。
(ア)天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(イ)運輸・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(ウ)官公署の命令による旅行日程の変更もしくは旅行の中止。　(エ)自由行動中の事故。　(オ)食中毒　(カ)盗難
(キ)運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、又はこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出がある場合に限り賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う損害額はお1人あたり最高15万円までです(当社に故意または重大な過失がある場合を除き)とします。

14.お客様の責任
(1)お客様の故意又は過失・法令若しくは公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、当社はその お客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社および当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
(4)当社は旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
(5)クーポン券預託先の場合、当該クーポン券預の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

15.旅程保証
(1)旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
(2)下記の場合においては、原則としてその責任は負いません。
(ア)天災地変　(イ)戦乱　(ウ)暴動　(エ)官公署の命令　(オ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
(カ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供　(キ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
(3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行う事があります。

16.特別補償規定
当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来事故によって、その生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限ります。尚、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害については、補償金等を支払いません。
①お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
②旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損害。
③山岳登はん(ビッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合。
④単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
⑤補償対象品の置き忘れ又は紛失。
⑥当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、及びインタークトリンズ等の当社約款で定められている補償対象物外品については、損害補償金を支払いません。
⑦当社が本項に基づく補償金支払い義務と第13項(3)により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務ともに履行されたものとします。

17.約款、規則の適用
前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、航空機、列車、バス等運送機関、旅館、ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際にそれぞれの定める約款、規則が適用されます。

18.欠航
天候等でご旅行開始日の出発便が欠航の場合には、催行中止とし、ご旅行代金の全額を返金します。又、天候等でお帰りの便が欠航し、延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代、通信費等はお客様の負担になります。　※航空機利用コースの航空運賃は包括旅行割引運賃又は個人包括旅行割引運賃を利用しております。

19.個人情報の取り扱い
(1)当社らは、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らは、
①当社および当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内　②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い
③特典サービスの提供　④統計資料の作成
などにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、またはメールアドレス等お客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

20.その他
(1)当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
(2)各コースごとに記載の対象年齢は旅行出発日当日の年齢とします。(ただし、オプショナルツアーは実施日当日の年齢とします。)
(3)お客様が、航空会社が任意で提供予定便以外の航空機に振乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
(4)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第13項及び第15項(1)の責任を負いません。

21.このパンフレットは、平成27年8月現在の資料で作成しております。
旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について
この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当パンフレットの航空運賃は、包括旅行割引運賃を利用しております。

ご出発の前日から起算して、7日前までにお申し込みください。(但し、7日前が土・日・祝日にあたる場合、その前の平日17時までにお申し込みください。)

国内旅行傷害保険加入のおすすめ　安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますよう、おすすめいたします。

個人情報の取り扱いについて
(1)ビッグホリデー株式会社(以下「当社」)及び下記欄記載の受託(販売)旅行業者(以下「代売店」)は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。
(2)当社ならびに当社のグループ企業である株式会社ブレイガイド等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

旅行企画・実施

ビッグホリデー株式会社
観光庁長官登録旅行業第576号　一般社団法人日本旅行業協会正会員
〒113-8401　東京都文京区本郷3-19-2　BHビル　お問い合わせ先 ☎03-3818-5111(代)
営業時間:月~金曜日10:00~19:00　土・日・祝祭日10:00~18:00

総合旅行業務取扱管理者(国内)とは、お客様の旅行を取扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく右記の取扱管理者におたずねください。

受託販売

●ビッグホリデーツアーのご相談・お申し込みは信用のある当店を御利用ください。

JATA ボンド保証会員　旅行業公正取引協議会会員
後援 ANA　特企B
web予約空席照会OK! マーク記載のコースは、代理店webサイト(http://agent.bigs.jp/)より空席照会および予約ができます。